CNIPA、法治政府の建設に関する状況報告を公表

2023 年 4 月 6 日
JETRO 香港事務所

2023 年 3 月 31 日、国家知識産権局（CNIPA）から、「**国家知識産権局 2022 年法治政府建設状況報告**」（国家知识产权局 2022 年法治政府建设情况报告[1]）が公表された。

その冒頭の説明によれば、2022 年は知財強国の建設を重視し、法治下での知財権保護を強化し続け、知財権保護における法の支配を引き続き強化し、法治政府の建設において重要かつ新たな進展を遂げた。

続けて、以下の 7 つの大項目（①～⑦）を設けて、具体的な取組が紹介されている。

① 正しい政治の方向性を堅持し、法の支配の構築における党の指導力を強化した。

② 政府機関の機能システムを改善し、政府のより良い役割を促進した。

- ✓ 「**知識産権強国建設綱要（2021-2035 年）**」[2]及び「**第 14 次五カ年計画の作業計画**」[3]**の実施を全面的に推進**（第一陣の典型事例の公表[4]、専門家諮問委員会の設立など）
- ✓ **「放管服」改革の更なる推進**（専利・商標の審査サイクル短縮の目標達成、専利と商標の電子出願率ほぼ 100%の達成など）
- ✓ **ビジネス環境の継続的な最適化**（専利権質権登録のオンライン処理や専利開放許諾の試行の積極的な推進など）
- ✓ **知財権の監督強化**（「互联网+监管」[5]の推進、各地の専利・商標代理人に対する「双随机、一公开」[6]監督の徹底推進など）

③ 法律に基づいて行政システムを改善し、行政ガバナンスの規範化・秩序化・法

---

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/3/31/art_541_183287.html
2 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm
3 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
4 JETRO レポート「国務院、知的財産強国建設に関する第一陣の典型事例として 25 件の事例を選定（2022 年 10 月）」https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20221027.pdf
5 インターネットを活用した監督。
6 監督過程において検査対象と法執行検査官を無作為に配置し、その結果を適時に一般に開示すること。

治化を加速させた。

- ✓ **重要な法令法規の改正を推進**（「専利法実施細則」改正の推進、商標法[7]及びその実施規則の改正を加速して 2023 年立法計画を正式に提出など）
- ✓ **規則改正の着実な進展**（「商標代理監督管理規定[8]」導入の推進など）
- ✓ **専利・商標の審査基準に関する政策の改善**（「専利審査指南改正案[9]」の意見募集、「飲食業における商標の登録出願及び使用に関するガイドライン（試行）」「商標の登録出願及び使用における先行権利との衝突を避けるためのガイドライン[10]」「35 類役務商標の登録出願及び使用に関するガイドライン」発表など）
- ✓ **規範性文書の管理強化**（「知財権信用管理規定」策定・発行など）

④ 行政法執行業務システムを改善し、厳格・規範化・公正・文明化された法執行を総合的に推進した。

- ✓ **行政法執行の規範化を推進**（計 16 件の重大な専利・商標代理行為違反事件を提訴・調査、執行過程を完全に記録、全ての行政処罰の決定を公開、主要な行政処罰決定のうち 9 件について法律監査を実施など）
- ✓ **行政法執行事例に関する指導の強化**（典型事例の公表など）

⑤ 行政の予防・調停・解決システム（预防调处化解体系）を整備し、サービス指向の法治政府の構築実現に努めた。

- ✓ **行政調停の積極的な実施**（ガイドラインに基づいた地方の指導など）
- ✓ **行政裁決の強化**（重大専利権侵害紛争行政裁決や医薬品専利紛争早期解決行政裁決メカニズムの実施など）
- ✓ **行政再審や無効審判などの誠実な実施**（調停結果に満足したことを理由として、再審請求人が自発的に申請を取下げた事例は全体の 32%、行政再審後の起訴率はわずか 4%など）

⑥ 行政権力の制限と監督システムを改善し、規範化かつ透明化された行政権の運

---

7 JETRO レポート「CNIPA、「商標法改正草案（意見募集稿）」を公表（2023 年 1 月）」 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230117.pdf

8 ［JETRO 仮訳］https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20221201_1.pdf

9 JETRO レポート「CNIPA、「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」を公表（2022 年 11 月）」 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20221104.pdf

10 ［JETRO 仮訳］https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20221207_1.pdf

用を促進した。

⑦ 法治に関する広報と教育を徹底し、法治のための良い雰囲気を醸成した。

最後に、既存の問題点と次のステップに向けた検討事項が挙げられている。

＜既存の問題点＞

- ✧ **知財権に対する法的支援を強化する必要がある。**（重要分野における立法の適時性と適応性を強化、新分野や新産業における知財権保護制度の研究の深化など）
- ✧ **法律に基づいて知財権を管理する能力を向上させる必要がある。**（法治の考え方や方法を用いて業務の推進、法治に基づく問題解決能力の強化など）
- ✧ **知財権法による法治について広く知らしめる必要がある。**

＜次のステップに向けた検討事項＞

- ➢ **知財権の重要な法制度の改善を加速する。**（「専利法実施細則」改正に全面的に協力して積極的に推進、その後の周知・解釈への準備、商標法およびその実施規則の改正の推進、知財基本法制度に関する重要事項の研究・実証の実施、データ知財権保護制度の研究・実証の加速など）
- ➢ **幹部と人材の建設を強化する。**（各種人材に対する法律教育の積極的な実施など）
- ➢ **法律普及の広報活動を強化する。**（新しいメディア技術の活用など）

（以上）